

令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和3年3月9日（火）

午前10時 開 議

【再 開】

【会議録署名議員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】

日程第2 一般質問

(1) 2番 遠藤裕樹君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

(1) 新型コロナの再拡大と経済への影響について

(2) 5番 柴田勇雄君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ||

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応・対策について

(2) 中学校新入生に対する制服購入助成について

(3) 町道茶屋場田子線元町橋～大橋区間の長期通行止めについて

(3) 4番 山崎邦廣君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2|

(1) 野生鳥獣被害の現状と被害防除対策について

令和3年葛巻町議会3月定例会議 会議録 (第2号)

告示年月日	令和3年2月25日(木)					
再開年月日	令和3年3月5日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和3年3月9日(火) 開議10時00分 散会13時35分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1 番	下屋敷 幸男		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		議会事務局長補佐 兼総務係長	和 野 美 歌	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員長	深澤 進	教育次長兼こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課主幹兼 政策秘書室長兼政策推進係長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課副主幹兼財政係長	近藤 桂太
会計管理者兼住民会計課長	坂 待典子			

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、2番、遠藤裕樹君。

2番 (遠藤裕樹君)

私は、新型コロナの再拡大と経済への影響について質問をいたします。

まず、この1年にわたるコロナ禍の中、一般の職務をこなしながらのコロナ対策、対応に取り組んでおられる役場職員並びに病院や高齢者施設の職員の皆様のご労苦に衷心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。おかげで、この1年を通し、町内では、盛岡から来ておられた消防関係者以外に、この町内に感染者は出ておりません。

昨年1月16日に国内初の新型コロナウイルスの感染が確認されました。今日において、昨日までに既に43万3,753人の感染者が出ており、死亡者も8,237名を数えています。現在もなお、この感染者は増えている状況の中で、これによる経済のダメージは計り知れないものがあると考えております。本年1月には、2度目となる緊急事態宣言が発令されました。夜間の外出や集団での飲食自粛、あるいは年末から年始にかけるイベント等は全て中止となり、当町におきましても飲食業を中心に様々な業種に多大な影響を及ぼしておるところであります。

昨年におきましては、持続化給付金あるいは特別貸付、また個人におきましても1人10万円の特別給付金などがありまして、何とかしのげたものの、現状における支援は、大都市における緊急事態宣言が発令された地域でしか支援がない中で、ようやくこの2月26日に県で最大40万円の支援が被害のあった業者に支給されるというような決定がなされたようですが、年間を通した減収あるいは減益、これからのことを考えますと、まだまだ足りないのではないかなという思いがあります。

私のところにも、町内の飲食店、酒屋さん、あるいはクリーニング店、理容・美容店、

そしてタクシー会社等からも、年間の売上げが3割以上減っています、あるいは5割以上も減少したというお話がありますが、特にも夜間においてはほとんど客のない状況が現状であると考えております。さらに、昨年、特別貸付融資を受けた事業者などでは、早い場合は今年度から返済が始まる事業者もあります。コロナ禍が収まらない中、従来の収益も戻らない現状の中では、大変苦しい経営状況にあるものと考えます。何らかの町としての支援策が早急に必要と思いますが、当局の考えを伺いたいと思います。

次に、ニュース等でご承知のように、日本におきましてもワクチンの接種が始まったということで、2月16日にファイザー社製のワクチンが認可されました。医療関係者への先行接種が行われているようでございますが、当町においては今後どのような予定で、このワクチン接種が進められていくところか、当町の計画をお知らせいただきたいと思っております。

3番目に、ワクチン接種が始まったとはいえ、全国民への接種はまだまだ先であり、その間にも感染は進んでいくと思われそうですが、コロナ禍の中でも生活は今後どのようなようになっていくのか。私は、現在町内での感染者が出ていない中、コロナが町内に入らないように、最大限の努力を払いながらも、町民だけのイベント、あるいは飲食店については、ある程度行っていくべきと思っております。今後の町の経済、あるいは町のこれからのことを考えますと、今後の団体あるいは町のイベント等の行事に関しましては、ある程度行っていかなければならない状況ではないかと思っておりますが、町としてのお考えを伺いたいと思っております。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの遠藤議員の質問にお答えをいたします。ご質問の新型コロナの再拡大と経済への影響についてであります。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染が冬期間再拡大をし、春に比べても経済への影響は大きく、これに対する対策、対応についてであります。町では、新型コロナウイルス感染症の対策として、感染拡大防止、経済の回復、住民の生活支援、雇用の確保と事業継承の4つの視点と新しい生活様式に基づき、感染症対策と経済支援に取り組んできたところであります。特に経済支援においては、町商工会と情報共有を図り、町内事業者の状況等を把握するとともに、その実情に応じた対策を講じることで、事業継続支援、消費の喚起、地元購買力の向上など、地域経済の活性化に努めております。

これまでの具体的な支援事業としましては、商工業者持続化給付金、地域企業経営継続支援事業費補助金、プレミアムつき商品券事業費補助金、特産品販売促進事業費補助金、観光誘客助成事業、商工業者感染症対策等支援事業費補助金、飲食店経営支援事業費補助金などであり、国の新型コロナ対策交付金を基に、総額9,500万円もの経済支援対策を講じてきたところであります。そのことによって町内商工業の売上げ減少も緩や

かになったと、町商工会による経営状況調査の結果があると同っているところでありませす。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は依然として終息の兆しが見えない状況であります。今後ワクチン接種が進むことにより沈静化が図られれば、停滞している経済活動もある程度の回復が期待できるのではないかと考えているところでもあります。

一方で、国の分科会などでは、ワクチン接種後においても終息までに数年を要するという見解も示されていることから、当面は基本的感染症対策や新たな生活様式を踏まえた取組の継続が必要であり、今後も状況に応じた支援が必要になると考えているところでもあります。

町では、引き続き国や地域経済の動向に注視するとともに、商工業、観光業のみならず、関連産業等を含めた幅広い業種の状況の把握と、町商工会からの要望等も併せて総合的に判断をし、関係機関、団体と連携しながら、地域経済の回復と活性化に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の政府発表では2月下旬よりワクチン接種が始まると言われているが、町での対応についてであります。新型コロナウイルス感染症のワクチンにつきましては、2月14日にファイザー社製のものが国内の薬事承認を受け、2月17日より首都圏の医療従事者への先行接種が始まったところでもあります。この先行接種は、国内での使用事例がないワクチンの安全性の確認を兼ねることとしており、1万人から2万人程度の医療従事者を対象に接種し、その後約1か月間程度経過観察を行うとのことでもあります。

また、岩手県におきましては、3月6日から既に医療従事者への先行接種が始まっておるところであります。当町の医療従事者につきましては、葛巻病院で接種を受ける予定となっております。

町民の皆さんに対する接種時期であります。国が決定した接種順位に従い、4月以降順次接種を行う計画としておりますが、ワクチンの供給量や供給時期が不透明であることから、現時点で具体的な時期をお示しすることが難しい状況でございます。

接種の会場につきましては、万が一副作用などの症状が現れた際に、迅速かつ適切な対応が取れ、かつ密を避けるための広さや駐車スペースの確保などを考慮し、葛巻病院に隣接する葛巻小学校の体育館での集団接種を想定しております。

ワクチン接種につきましては、状況が日々変化しており、対応に苦慮するところではありますが、今後の国の動向を注視しながら、町民の皆さんへ適宜情報を提供してまいりたい、そのように考えております。安心して接種が受けられる環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目のコロナ禍の中での生活は今後どのように変わっていくか、イベント、行事等の開催などの予定や見通しについてというご質問であります。新型コロナウイルス感染症につきましては、国の分科会などにおいて、ワクチン接種後においても終息まで数年を要するという見解が示されており、引き続き基本的感染症対策や新たな生活様式を踏まえた活動が求められるものと思っております。

また、イベント、行事などにつきましても、感染状況やワクチン接種の状況を踏まえるとともに、国が示す開催基準などを準用した中で取り組んでいかなければならないと

考えております。

そうした中、町内における各種イベント、行事の開催予定につきましては、準備、周知の関係から、一部を除き、そのほとんどは例年どおり開催する方向で調整をいたしているところでありますが、今後の感染状況等を十分踏まえながら、適宜開催の可否を判断してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま町長からる説明がございました。様々な対策、対応を行っており、9,500万円ほど昨年であれば支援対策に使われたというようなことでございました。そこで、コロナ禍における昨年の対策、対応について詳しく聞きたいと思っております。今後の対策はどのように考えているかも併せて伺いたいと思っております。

昨年における国からのコロナ対策に関する地域創生交付金につきまして、町にも第一次、第二次の配分があったと思っております。どの程度の予算が計上され、先ほど言いました、9,500万円という数字がありましたが、どのような形で執行されておられるか、内容も含めて伺いたいと思っております。

それから、これから第三次の補正が執行されると思っておりますけれども、当町に分配される予定は、どの程度のものが分配されるものか、またその使い道も併せてお伺いしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。地方創生臨時交付金でございますが、これまで第一次から第三次まで、3回にわたりまして配分を受けておりまして、その総額につきましては4億2,319万4,000円となっております。

その内訳でございますが、第一次配分の金額は7,273万9,000円となっております、その主な内容といたしましては、マスク、消毒液などの感染防止用物品、持続化給付金、プレミアムつき商品券、特産品の送料無料化、ひとり親家庭特別給付等となっております。

次の第二次配分の金額でございますが、2億3,185万5,000円となっております、この主な内容としましては、第一次配分の内容と一部重複する事業もございまして、新たに町内宿泊施設への宿泊料金補助、飲食店経営支援、それからテレワーク環境整備、小中学校情報通信技術環境整備等でございます。第二次配分につきましては、現在事業を進行中でありまして、一部繰越し事業とする予定となっております。

次に、第三次配分の金額でございますが、1億1,860万円となっております、こ

のうち1億円につきましては新年度当初予算案に計上してございまして、中身といたしましては、高砂荘の浴室等整備工事、これは入所されている方とデイサービス利用の方の接触を避ける目的がございまして、それからプレミアム商品券等、こちらに充当の予定となっております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま予算の執行状況を伺いました。今でも、申し上げましたように、町内の飲食店及び関連する事業所、またイベント縮小で、売上げの減少したお店が多くあります。現状をよく調査しながら、経営がこれからも持続できるように、ご配慮をいただきたいと思いますが、特に幅広く浅くの支援は、効果の点でなかなか効果が上がってこないとしても、1年を超えるこの現状の中で切迫している事業所など、ダメージに応じた緊急性を持った対応を強くお願いしたいと思っております。

第三セクターについて伺います。葛巻町は、くずまき高原牧場、くずまきワイン、そしてグリーンテージの3つの第三セクターを持っております。それぞれが多くの職員を抱えており、また葛巻を代表する企業であります。そのいずれもがレストランを抱え、また2つはホテルを経営しております。現状における経営状況はどのような状況下であるかを伺いたいと思っております。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの第三セクター等の現在の経営状況はどのような状態であるかということについて、グリーンテージの担当課であります当課の見解から状況をご説明させていただきます。

グリーンテージの状況につきましては、国内での新型コロナウイルス感染症発生における第1回目の国の緊急事態宣言等により、昨年4月末から5月に全館休館としたことや、その後の自粛ムードが続いたこと、県内、町内での感染者発生を受け、様々なイベントやスポーツ大会等が中止になり、団体宿泊客が減少したこと、また新しい生活様式の中で、大人数での飲食が控えられたこと等により、会食や宴会利用も前年度に比べ大幅に減少しており、厳しい経営状況が続いていると伺っております。

そのような厳しい経営状況の中ではありますが、国の持続化給付金や雇用助成金を受けたり、国のGo To トラベルであったり、県のGo To イート事業、町の観光誘客事業などを活用し、施設利用をPRし、利用客の回復に取り組んでおる状況でございます。

経営回復の積極的手段としては、国の感染症対策に沿った施設の感染防止対策等を講

じた安全、安心な施設運営に努めて、新たな取組としてはテークアウト事業やスイーツ商品の充実を図るなど、経営継続に向けた努力を続けている状況であります。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

私のほうから、くずまき高原牧場とくずまきワインについてお知らせいたします。

くずまき高原牧場では、交流・製造部門、2年度分で大体売上げが8割程度のございますが、畜産部門が落ち込みがほとんどないというようなことで、全体としては影響は少ないという状況のようであります。

続きまして、くずまきワインの影響でございますが、こちらのほうはパーティーが開催されなかったことによる減があるということではありますが、ネット販売等が好調で、大体売上げとすれば9割程度ではないかというように言われておりますが、経費削減等の企業努力等がありまして、収支につきましては、2年度の決算では前年度よりはいい決算ができそうだという状況のようであります。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいまそれぞれの第三セクターの経営状況を伺いました。特にグリーンテージにおいては、大変厳しいのではないかと報告もございました。宿泊施設につきましては、例えば町民が申し込めば、何回でも利用できるような、1人1,000円で宿泊できるようなクーポンというようなことも考えてはいかがかと思えます。外需がない場合、内需を喚起するという方法もございますので、こういったことも考えてはいかがでしょうか。町の行事、あるいはイベント、あるいは町内事業者の利用がない上に、独自のイベントも控えている中、収入のないグリーンテージなどにおきましては大変厳しいと思っております。町内の雇用の面からも、重要でありますので、今後もしっかりと継続して、営業ができるような環境を一日も早く整えていかれる必要があると思っておりますので、しっかりと町の支援もお願いしたいと考えております。そのためにも、コロナの状況を見極めながら、町内イベント、行事についてはある程度緩和する方法でお考えをいただきたいと思えます。

冒頭も述べましたが、国や県の支援はあまりにも遅く、限定的であり、規模も昨年に比べて少ないようございます。私は、このコロナ禍は一種の天災であると考えておりますが、自然災害に比べると被害はより長期にわたり、また精神的にも大変厳しいものがあると思えます。この際、町独自での大規模な支援を考えていただき、町内業者がこの町で継続して事業が行えるように、しっかりとした対策、対応をしていただきたいと思っております。

次に、ワクチンについて伺います。先ほど町長よりワクチン接種の予定の報告がございました。現在のワクチン確保につきましては、まだまだ未確定なところが多いということでございます。本当に4月から高齢者への接種が始まるかどうか分からない状況の中で、しかしながら接種の準備はしっかりと進めていかなければならないということでございますので、その準備状況と、そして接種の管理についてはどのようにしていかれるところであるか、対応をお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（榎木幸夫君）

ただいまワクチン接種の準備状況についてご質問がありましたので、準備状況のほうをお知らせいたしたいと思います。

まず、基本的なことでございますけども、会場の確保、人材の確保、印刷物の準備、それから会場までの送迎、物品準備、資材の購入の調整を順調に進めております。また、印刷物発行後の電話問合せ等の際の電話受付の対応の準備等も、電話を備えるような形で、番号を備えるような形で準備を進めております。

また、実際のワクチン接種についてでございますけども、希望者は全員接種が、受けることができるように計画をきちんと作成しております。高齢者施設に入所されている方はその施設の中で、そのほかの皆さんは集団接種を葛巻小学校体育館を会場といたしまして、集団接種でございますので、1日当たりおよそ300人から500人という人数を地区割りをしながら5月から、ワクチンが遅れておりますので、実際に5月から8月までの土曜日、日曜日を使って、1人当たり2回の接種を計画しております。ワクチンの入荷が非常に少ないために、また不透明なために、計画を細分化して入荷に合った、ワクチンのアンプル数に合った接種を進めていくことになると思います。

これからワクチンの接種券、クーポン券とも言います。それから、予診票、昔風に言うところの問診票でございます。それから、説明書を郵送いたします。このファイザー製のワクチンは、冷凍で、皆さんもご承知のとおり、物すごく低い温度のものでございまして、この冷凍を解かして使うために、事前に何日にやる際に何本というふうなものを把握する必要があります。このことから、皆さんに郵送しましてから申込みを電話等で受け付ける、あるいは地域の保健委員さんからも集計を手伝ってもらって、確実にその人数がやれるような人数を確認して進めてまいります。

このために、町民の皆様にも協力していただきたいことがございます。3月1日にチラシを発行いたしました。ワクチン接種の予診票には、病気の治療中の方には医師に予防接種を受けてよいと言われましたかというふうな質問内容となっております。このため、この質問に合わせた状況で、病院に通院されている方々には、今月、来月の早い次の来院機会にお医者さんに、自分の接種についてお問合せをいただきたいというふうにご考えているところでございます。以上が準備状況でございます。

接種済みの管理という点についてでございます。この接種済みの管理というものは、

自分がワクチン接種をした、例えば1回接種した、2回接種した、何日に接種したというふうな状況をきちんと町が管理しているか、コンピューターを使ってきちんと管理しているかというふうな状況についてのご返答でございます。この接種済みかどうかの接種管理につきましては、今まで乳幼児等のワクチンの接種をコンピューターで管理しております。やはり子供たちは非常に大きな定期的な予防接種を行っております。それをきちんとコンピューター管理しておりました。それに追加いたしまして、今回のワクチン接種の接種状況もコンピューターで管理してまいります。この追加するシステムを改修しておるものでございます。そういうふうな接種済みの管理についてはご安心をいただきたいと思っております。

また、今移動時期ともなりますので、住所変更があった場合に、1回だけワクチンをしたけど、2回目は行っていないとか、そういうふうなことも出てくるやもしれません。そういう際も、資料提供をきちんとできるように印刷物、あるいはコンピューターシステムでいろんな連携をして、その連携に沿って市町村に通知ができる、あるいは本人にもお知らせができるような状況を確保しておるものでございます。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま接種方法、あるいは接種管理についてご説明がございました。このワクチンにおける副反応について伺います。昨日も5人ほど副反応が出たという報告がございました。今、日本で承認されているのはファイザー製だけですが、確保が難しいことから、イノビオ、あるいはアストラゼネカ社製も今後認可され、どのワクチンが入ってくるか分からないような状況の中で、この副反応についてはそれぞれのワクチンによって違いがあると言われております。この接種において副反応が出た場合、どのように対処するか。接種後15分から30分は、その場において待機するというようなことも言われておりますが、中には接種後1日、2日置いて40度近い熱を発症しておる患者さんもおると聞いております。接種後において、当日だけでなく、継続して1日、2日、こういった状況を管理する必要があると思っておりますけども、これについてはどのように考えておられるか伺いたいと思っております。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

接種後の副反応についてのご質問にご答弁させていただきたいと思っております。本日のニュースのほうを拝見いたしますと、医療従事者が7万人程度接種されていると、その中で8人程度アナフィラキシーというふうなものが報告されているというふうなことを

NHKのニュースで今日拝見してまいりました。やはりこちらは町民の皆さんも非常に関心がありますし、また実際に自分が受けるか判断する際に非常に大切でございますので、非常に重要な内容と思っております。

まず、副反応について、接種後の現場での反応、対応についてどのようにしたらよいのかということで、本当に体調の観察が大切だというふうに考えております。このことから、会場に30分の待機場所を設けまして、さらに体調が優れない人用に救護室を設置いたしまして、ベッドを用意しまして、問診をしましてお医者さんもきちんと待機しておりますので、その医師に診断を仰ぎまして、必要な際は治療や病院に搬送いたしまして、救急対応をさせていただくということになります。待機場所、救護室には、保健師が常駐いたしまして、その健康状態を観察して、医師につなげるというふうな体制を取るものでございます。

詳しくは、会場では30分程度の状況観察後に帰宅していただくこととなります。特に心配なことは、アナフィラキシーというアレルギー症状を呈することと考えています。15分くらいは安静に観察していただきたいと思います。また、注意事項といたしましては、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことのある方は、医師にも確認いただきまして接種をいただくことと、そういう方は接種後も十分自分の健康観察を30分程度はしっかりしていただきたいというふうな考えでございます。

それから、数日たってからというふうなこともあります。帰宅後の観察でございます。多くの場合には、38度とおっしゃいましたけども、発熱や接種部位の疼痛、痛いという感じですけども、あとは倦怠感というふうな不快感があるというふうに言われておるところでございます。赤くなったところや注射部位の疼痛が24時間後にさらに増強した場合、またはどうしても副反応が心配であったり、数日後も症状が残る場合は速やかにお医者さん、接種会場の医療機関の医師、あるいはかかりつけ医師に連絡して、自分が熱冷まし等の鎮痛薬、解熱剤等の使用について相談していただいたり、診察を受けるかどうかきちんと確認して、その様子によりまして診察を受けていただきたいというふうに考えております。

町のほうでは、この心配な方用に電話、人員を配置しまして、県ではコールセンターと言いますが、問合せに応ずる準備をしておるところでございます。この電話に対して、皆さんから心配なことがあったら、お気軽に問合せいただきたいと思っています。専門的相談、あるいは専門医の受診の際には、県のコールセンターのほうを紹介させていただきたいと思います。町の電話対応は、平日は夜7時頃まで、土日は9時頃から夕方5時頃まで待機して、受け付けすることを検討して、進めておるところでございます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま副反応と接種後の対応についてご説明がございました。当町におきまして、

安心してワクチンが受けられる体制をしっかりと整えておられるというようなことでございますので、町民もできるだけこのワクチン接種に参加していただき、日常生活が正常に戻るような状況をつくり出していただきたいと思います。

私は、葛巻町におきまして、感染者が現在のところ全く出ておられないというようなことで、まず高齢者から先に接種するという情報がございしますが、副反応等のリスクの大きい高齢者よりも、できれば町外との接触が多い役場職員あるいは施設の職員、あるいは学校職員等から先に接種をすべきじゃないかと考えておりますが、国でも地域事情による接種の順番につきましては柔軟に対応するというようなこともおっしゃっておりますので、ぜひともこの接種の順番についてはご検討いただきたいと考えております。

コロナ禍の中で、被害を受けておるのは、会社、商店だけではなく、個人においても被害を受けておる方が多いと思います。特に収入の少ないパート、アルバイト、あるいは仕事が減少し、残業などの手当がなくなった方など、生活状況が大変厳しくなった世帯も増えていると思います。今年は、政府におきましても、個人についての支援は今のところ考えていないような状況の中で、これから3月、4月は卒業、進学、そして進級のシーズンとなります。小学校、中学校、高校への新入学につきましては、予定外の資金も必要となります。苦しいご家庭もあると思いますけれども、収入の減少した世帯、資金の必要な家庭などへの何らかの支援は考えておられないのか伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。これまでの経済対策等々につきましては、町長からもご答弁申し上げたところであります。いずれこれまでも随時商工会、商工団体等とも協議しながら、その必要といたしますか、課題を確認しながら、この諸対策をこれまで講じてきたところであります。

さらに今後の対策ということでございますが、これにつきましては今回の令和3年度の当初予算に、特に全般的に、今様々飲食店中心に、あるいは宿泊施設、それ以外の業種の課題も同じように影響を受けているところでございまして、そういう中に今回ダブルプレミアムという、その対策といたしますか、全業種に関わる対策としてそういう支援をしながら、これにつきましては約6,600万円ほどに額としてはなるわけですが、この対策を早急に進めながら、さらにはその状況を見ながら、勘案しながら、随時対応をしてまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま副町長のほうから、現在の状況を総括的に町としての対策、対応をご説明いただきました。この間、議会で1月に小学生、中学生との懇談会を行いました。町内の小学生や中学生に様々なお話を聞く機会をいただきました。多くの子供たちがこの葛巻町を大変愛しているという思いが強く伝わってまいりました。みんながこの町で一生暮らしていきたい、外に出ても必ずこの町に帰ってきたい、少しでもこの町のために何かをしたいとの思いが報告されました。町にお店がなくなるのは悲しいという言葉もございました。もっともっといろいろな買物ができるにぎやかな町になってほしいとの言葉もありました。一軒もこの町で廃業、休業のないように、さらには若い人が新しい事業を展開できるように、子供たちが町内で将来に夢を持ってこの町で暮らせるように、コロナに負けない元気なまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

議長（中崎和久君）

ここで11時まで休憩します。

（休憩時刻 10時45分）

（再開時刻 11時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ご苦労さまでございます。2番手に質問する柴田勇雄でございます。今次議会では、次の3項目を通告しておりますので、順次質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応、対策についてお尋ねをいたします。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2月10日に一般質問を通告した時点から、その後の経過やワクチン接種開始等に伴い、国や接種先行の諸外国からの効果や安全性等の情報が徐々に得られるようになってきております。遅きに失する感が漂いながらも、待ちに待った国内初となる新型コロナウイルス感染症の切り札となるワクチン接種が医療従事者4万人を先行対象に、2月17日からようやく始まりました。しかし、日本が契約したアメリカ、ファイザー社製ワクチン輸入量の到着が少なく、医療従事者470万人分、高齢者3,600万人分が2回接種するのに必要なワクチン確保が明確でなく、また特殊注射器の確保ができず、1瓶6回接種が5回接種しかできない問題など、いまだ迷走状態が続き、実際にワクチン接種を担う市町村が右往左往の状態、接種現場が困惑していると報道されております。首都圏4都県の緊急事態宣言は2週間延長、延期されましたが、対照的に本県は感染確認がない日も続くなど、落ち着きを取り戻してきております。

こうした中、県内でもワクチン接種が3月6日から、職員が100名以上いる医療機関

を対象に始まりました。これまで経験したことがない難事業と思われませんが、町民に一日も早い安全な接種を期するよう、次の事項についてお尋ねをいたします。

1つ目に、町民がワクチン接種を受けられる具体的時期と第4波への感染拡大防止に向けた、短期間で集中しての接種実施対応について伺います。

2つ目に、接種の対象と受ける際の接種順位について伺います。

3つ目に、16歳未満の子供や妊婦に対する接種対応について伺います。

4つ目に、接種が受けられる会場と会場への送迎対応について伺います。

5つ目に、接種を受けるための手続と接種率の目標設定について伺います。

6つ目に、新型コロナワクチンの効果、発症予防とか持続期間ではありますが、と変異株への有効性について伺います。

7つ目に、接種後の感染予防対策の取組について伺います。

次に、2項目めの中学校新入生に対する制服購入助成についてお尋ねいたします。毎年4月は出会いの季節です。真新しい制服を身にまとって中高生たちに出会うことができます。しっかりと制服を着た生徒たちの表情は、初々しくも、一様に晴れやかであり、誇らしげに見えてきます。今服育という用語もあるそうですが、その服育を担う先生によりますと、制服は貧富の差なく学べることの象徴とっております。どのような人でも貧富や身分の差などに関係なく、統一された身なりで学ぶことができる学校という空間での一体感や愛校心などを醸成する役割を果たすのが制服と言われております。一方で、制服は式服としての意味も持ち合わせ、冠婚葬祭、どの場面でも制服は対応でき、ちゃんとした場所にふさわしい服ですとっております。

町内には、県立葛巻高校と町立中学校3校がありますが、葛巻高校の新入生への制服購入については、生徒数減少に伴う葛巻高校存続に向けての町施策の一環として、県下に先駆け、制服購入助成措置を講じていることはご案内のとおりであります。町内3中学校から葛高へさらなる進学機運を高め、保護者負担軽減などを図る観点から、中学校新入生に対する制服購入助成を町で実施すべきと考えますが、次の事項について伺います。

1つ目に、向こう3年間の各年度の町内3中学校への新入生の見込み数について伺います。

2つ目に、町の少子化対策の整備充実や、近い将来、町の担い手人材育成に資すること等から、義務教育の中学校新入生に対する制服購入助成の導入が必要と考えますが、町当局の対応を伺います。

次に、3項目めの町道茶屋場田子線元町橋から大橋区間の長期通行止めについてお尋ねをいたします。町道茶屋場田子線の開通記念式典は、令和元年9月21日、晴天に恵まれ、盛大に町を挙げて開通をお祝いしましたことは、記憶に新しいところがございます。この路線の開通は、町にとっても、地域住民にとっても、長年の悲願でもありました。工事期間も7年の歳月を要し、費用も10億円を超える大型事業で、今後の町中心市街地の活性化、地域経済や防災救急医療をはじめ、バイパス機能を兼ね備えた道路として社会基盤づくりに大きく貢献してくれるだろうと期待しておりました。

ところが、間もなくして、同路線から延びる町道葛巻浦子内線大橋の着工があり、元

町橋から大橋区間が通行止めとなりました。現在も通行止めの状態となっております。ただ、昨年10月17日、18日に開催したくずまき町民まつりで、町なかエリアを歩行者天国とした際は、町中心部の国道281号を通行止めとし、逆に工事中の茶屋場田子線を臨時とも言うべき一時開通させ、交通に支障を来さない工夫も目の当たりにしております。

重要路線の長期にわたる通行止めは、幾ら大橋の工事、新設施工といえども、最小限にとどめる工夫が必要と考えます。また、工事の状況によっては、片側交互通行の可能性も必要と考えますが、次の事項を伺います。

1つ目に、整備開通後の元町橋から大橋区間の使用期間と通行止めの期間の実態について伺います。

2つ目に、長期間にわたる通行止めに対する苦情等がなかったのか伺います。

3つ目に、長期間にわたる通行止めの解除対応策について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問にお答えいたします。

1件目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応、対策についてお答えをいたします。1点目の町民が接種を受けられる具体的時期と第4波への感染拡大防止に向けた、短期間で集中しての接種実施対応についてであります。先ほどの遠藤議員の質問でもお答えをいたしましたとおり、国が決定した接種順位に従い、4月以降、順次接種を行う計画としておりますが、ワクチンの供給量や供給時期が不透明であることから、現時点で具体的な時期をお示しすることが難しい状況にあることをご理解いただきたいと思います。

そうした中、短期間で集中した接種実施対応ではありますが、当町の場合、葛巻病院との連携を図りながら進めていくこととしておりますが、平日の診療や業務、春の住民健診の対応なども考慮しつつ、ワクチン接種に従事する医師、看護師、保健師などの人材を確保しなければならない状況がございます。そうしたことから、現在期間、人的体制を含め、有効かつ効率的な接種体制について、様々な要素を考慮しながら、詳細なスケジュールについて検討しているところであります。

次に、2点目の接種の対象と受ける際の接種順位についてであります。国では、ワクチン接種の対象者を16歳以上としており、また接種の順位につきましては、先行接種の医療従事者から始まり、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ方、高齢者施設の従事者の順となり、最後に64歳以下の方としており、町におきましても国と同じ接種順位で対応していくこととしております。

次に、3点目の子供、16歳未満や妊婦に対する接種対応についてであります。先ほどお答え申し上げましたとおり、国ではワクチン接種の対象者を16歳以上としており

ますが、現時点で16歳未満の方への接種については何の情報も示されていないのが現状であります。

また、妊婦の方への接種につきましては、予防接種法で規定する努力義務から除外することとされていることから、接種を希望なさる妊婦の方におかれましては、かかりつけ医とご相談していただくことになるものであります。

次に、4点目の接種が受けられる会場と会場の送迎対応についてであります。新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、万が一の状況に迅速かつ安全に対応でき、密が避けられる場所として、葛巻小学校の体育館のみを接種会場として、集団接種方式で実施する方向で現在調整を進めているところであります。あわせて、接種会場での密を避け、ワクチンを効率よく使い切るためには、個人ごとに接種日、接種時間を割り当てた上で対応しなければならないと考えております。

一方で、高齢者を中心に移動手段の確保が課題となりますが、町では接種会場まで送迎車両を運行することとしておりますので、接種日程等が確定し次第、町民の皆さんに周知をしてまいります。

次に、5点目の接種を受けるための手続と接種率の目標設定についてであります。まず、手続であります。接種対象の皆さんには順次接種券や通知文書などを送付させていただきますが、同封されている予約申込書、あるいは電話で事前にお申込みをいただく予約での接種を予定しております。これは、接種会場での密を避けるほか、限られたワクチンを効率よく使用する、あるいは発注量を調整する必要があるためのものでありますので、町民の皆さんにおかれましてはこうした状況をご理解いただき、予約接種にご協力をお願いするものであります。

また、接種率の目標設定であります。予防接種法の努力義務とはいえ、感染拡大を阻止するために緊急的に行うものであり、100%の接種が望ましいところであります。それぞれの体調の状況により接種を見送らなければならない方もおられるかもしれません。また、ワクチン接種は、基本住所地での接種とされていることから、このコロナ禍において町に帰郷できない、あるいは住所地外接種ができない方なども出てくるかと思われます。こうした状況等を鑑みますと、現時点では90%程度の接種率を想定し、準備を進めているものであります。

次に、6点目の新型コロナワクチンの効果（発症予防、持続期間）と変異株への有効性についてであります。国が薬事承認しておりますファイザー社のワクチンにつきましては、臨床試験の結果などによりますと発症予防効果は95%との報告がある一方で、効果の持続期間については臨床試験や接種が始まって間もないことから、明らかになっていない現時点での状況でございます。

また、厚生労働省は、変異した新型コロナウイルスに対しても効果があるかについて、一般的にウイルスは絶えず変異するもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるものではないとしており、日本での審査では変異ウイルスに関する情報も含めて、適切に有効性や安全性を確認するとしているところであります。

次に、7点目の接種後の感染予防対策の取組についてであります。新型コロナウイルスのワクチンにつきましては、発症や重症化を抑える効果が期待できる一方で、接種開

始から日が浅いことから、感染予防効果については明らかとはなっておりません。国の分科会などでは、接種後においても終息までに数年を要するという見解も示されていることから、引き続き基本的感染症対策や新たな生活様式を踏まえた活動が求められてくるものと、そのように思っております。

次に、2件目の中学校新入生に対する制服購入助成についてお答えをいたします。まず1点目の向こう3年間の各年度の町内3中学校への新入生の見込み数についてであります。現時点での住民基本台帳の年齢別人口から見込まれます各年度の町内3中学校への入学者数であります。令和3年度31名、令和4年度24名、令和5年度、増えまして38名となるものであります。

次に、2点目の町の少子化対策の整備充実、保護者負担軽減や近い将来町の担い手人材育成に資すること等から、義務教育の中学校新入生に対する制服購入助成の導入についてであります。先日の令和3年度施政方針演述あるいは教育方針演述でも申し上げさせていただきましたが、令和3年度の重点事業の一つとして、子供を安心して産み育てられる子育て支援の一環として、学び輝く“ひと”づくり支援事業に新たに取り組むこととしているものであります。その費用を新年度当初予算に計上させていただいております。制服に限ったことではなく、毎年各学年に応じた保護者の負担する主な費用を算出し、この事業は小中学生の学用品費、それから学校給食費、修学旅行費のほか、中学生のクラブ活動費、小中高に入学する際の新入学学用品費など、就学に要する経費の約7割を保護者に対し助成するものであります。

これまでも経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者が対象となる国庫補助制度はありますが、それ以外の児童生徒を対象に、市町村単独事業で支給要件を設けず、複数の費目において就学費用を助成する取組は、全国ではあまり例が少ないものと、そのように思っております。充実した支援制度としているところであります。

そうした中、ご質問の制服購入助成に関する費目としましては、新入学学用品費を想定しており、それぞれの入学時点で、小学生4万円、中学生5万円を助成するほか、高校生につきましては既存の制服購入費助成とは別に4万円を支給することを予定しているものであります。

次に、3件目の町道茶屋場田子線元町橋から大橋区間の長期通行止めについてお答えをいたします。1点目の整備開通後の元町橋から大橋区間の使用期間と通行止め期間の実態についてであります。町道茶屋場田子線につきましては、平成24年の工事着工から7年の歳月をかけ、令和元年9月に念願の供用開始に至ったところであります。その後令和2年2月から町道葛巻浦子内線大橋の架け替え工事に伴い、元町橋から大橋までの950メートルの区間を通行止めとしているところであります。

新大橋は、橋長51メートルでありまして、両岸に橋台、中間に橋脚を設ける下部構造としており、右岸側の橋台は町道茶屋場田子線の一部を掘削して施工する必要があったほか、その後も上部工、橋梁舗装工、町産材での木製屋根の設置などが予定されており、工事の安全性を考慮して通行止めとしているものであります。

次に、2点目の長期間にわたる通行止めに対する苦情等の有無についてであります。

令和2年2月に通行止めとしてから1年が経過したところではありますが、これまでに数件の問合せはございましたが、新大橋の工事に係る内容を説明し、ご理解いただいております。特段の苦情については寄せられておりません。

次に、3点目の通行止めの解除対応策についてであります。新大橋の工事につきましては、さきの議会、12月定例会議で、上部工の工事請負契約の締結に関し議決をいただいたところであり、上部工完成後、順次橋梁の舗装工、木製屋根の設置、町道茶屋場田子線の未舗装区間の舗装工を実施し、令和3年度中の完成を目指しているものであります。この間、通行止めを継続することにはなりますが、昨年10月に開催した町民まつりのような各種イベントや緊急時においては、安全性を確保した上で一時的に通行止めを解除することは可能でありますので、請負業者と連携し、状況に応じた対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

細部にわたる答弁いただきました。ありがとうございます。

まず最初に、コロナワクチンのほうからお聞きいたしたいと思います。先行接種というふうなことで、医療従事者が掲げられております。葛巻の場合でも、接種の優先度が高いものと思っておりますが、具体的に現在、例えば葛巻病院、あるいは町内の医療機関の方々の開始時期というものがどのようになっているのかお知らせいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

医療従事者のワクチン接種についてご答弁させていただきたいと思っております。この医療従事者のワクチン接種につきましては、住所が葛巻町ではございますが、県が責任を持って実施しておるものでございまして、町はそれに協力するような形で進めております。少しばかり説明を受けておりますので、見込みについてご返答申し上げたいと思っております。

議員のおっしゃったとおり、3月6日から県の感染症指定病院、各地区にございますので、そちらの病院がまず第1期接種として行われたものというふうに判断しております。こちらには9,750人分くらい来たわけではございますが、医療従事者は岩手県で5万人いると言われておるところでございます。このことから、ワクチンの入荷が非常に少ないということで、県でも困っているというふうなのが実情でございます。

県が示された案では、第2弾、第3弾、第4弾、第5弾ということで、ワクチンのお入荷量に従って接種をしますというふうに言われておるところでございますが、まだ第2弾の接種の、9,750本程度を想定しておるようではございますけれども、そちらのお入荷の状況も示さ

れておらないところでございます。県の見込みから申し上げますと、第2弾では、葛巻町では消防分署の救急搬送する21人の方が見込まれておるところでございます。それから、第3弾以降といたしまして、葛巻病院あるいは町内の医師、あとは薬剤師、歯科医師等が予定されております。今のところまだはっきりとした入荷予定が示されておらないので何とも言えないことですが、見込みでは3月はちょっと厳しいのではないのかなというふうに想定されているところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。まだ具体的なものが県から示されていないというふうなことです。医療従事者の分については、県のほうで考えるというふうなことでしたよね、たしか。これも一日も早く医療従事者の方々が接種しなければ、高齢者とか一般の住民の方には回ってこないかと思っておりますが、非常にワクチンの数が少ないというふうなことも情報として聞いておりますけども、こういったような部分も情報入手の上、早めに町民の方々にお知らせしていただければなど、このように思っているところでございます。

また、高齢者施設の職員の方、あるいは接種に従事する事務職員の方々、こういったような方々も接種の優先度が、示されてはいませんが、優先度が高いのではないのかなと思うんですが、この辺のところはどのようにお考えでしょうか、お知らせください。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

高齢者施設に従事する皆様のところは、ある程度順番がはっきり示されているところでございますが、ワクチンを接種するのに従事する職員でございますが、こちらのほうも、接種の手引というふうなものが国で発行されておまして、1.0版、1.2版、2.0版、3段階くらいまで今発出されましたけども、接種に従事して、そういうコロナの患者と接触する見込みがあるような場合には検討してくださいというふうな文言をつけられているところもありますが、まだはっきり、じゃ葛巻の場合の接種に従事する職員がそこまで当たるのかというふうな判断は、ちょっといたしかねているところございました。確かにそういう従事する職員も、うつす側になっては困りますので、そういうふうなものに対しても対応いたしたいというふうな考えではございますが、今のところは、今お話があったとおり、高齢者施設の高齢者、あるいは一般の高齢者、それからクラスターを防止する意味で高齢者施設に従事する方々というふうなものを優先したいというふうに考えておるところでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

常識的に考えれば、今しゃべったような感じですので、ぜひ優先度の高いこういったような方々の優先度を考えていただければなど、このように思っているところでございます。

先ほどから接種の方法については集団というふうな形でございますが、報道等によりますと個別接種も可能というふうなことがあるようですが、この個別接種の実施についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

個別接種につきましては、テレビの報道等でも御覧になられているかと思いますが、やはり都市部のほうでは大きな病院、あるいは個人医院等も含めて、先行してやっているようなところもあるやに報道を見ております。葛巻に関しましては、葛巻病院あるいは個人の開業医がございまして、今回のこのワクチン接種について協議をしたり、相談をしたりして、どのように進めたらいいのかというふうなもののコンセンサスを取りながら、両者で進めておるところでございます。いろんな相談をした結果、通常の診療を大事にしながら、あるいはワクチンの、6人分入りなわけですけども、それを有効的に使い切って、解かしたり、常温で保存したり、その日に使い切ったり、あるいは廃棄をしないような形というふうなもので進めるためには、個人接種で6人分のところを1人しか使わなかった、あるいは2人しか使わなかったというふうな無駄が出ると、葛巻に予定している分が使い切れなくなるといいますか、というふうなアンプルの管理もございまして。そういうものとかもありまして、いろいろ相談した結果、病院の皆さんとは、当初は集団接種でいきたいと思いますというふうな形でございます。

ある意味でみんなに行き渡りながら、本当に少しの人が残った場合、あるいはどうしても動けない人が病院に通院したときに、打ってくれないかというふうな状況になった場合等を勘案しながら、今後個人接種も少しずつ検討して、そういう方々を補完するような形で実施するというところまでは相談しながら、机上で検討しておるところでございます。当初は集団接種あるいは施設の中の皆さんを集団的にやるというふうな形で進めさせていただきたいというふうに検討しておるものでございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ありがとうございました。具体的にいろいろな、ワクチンの数量が少ない観点から、まだ明確になっていない部分も多いようでございますけども、町民の方々は首を長くして、この切り札であるコロナワクチンを待っているかと思っておりますので、ぜひ情報を得次第、町民の方々にお知らせをしていただき、安心できるようなコロナ防止対策を取っていただきたいなというふうに思っております。先ほどの遠藤議員の答弁の中にもるございましたので、町民を安心させる施策をどうぞ取っていただければなど、このように思っているところでございます。

続きまして、次の中学生新入生の制服の関係でございまして、令和3年度当初予算で中学生への制服の助成のみならず、小学校、中学校、高校まで幅広い少子化対策、子育て支援、保護者経済負担軽減につながる学び輝く“ひと”づくり支援事業として、予算計上されていることをこの目で確認をいたしております。この支援事業は、幅広いニーズに応えた施策でありますので、保護者の方々にも歓迎され、安心して子育てできる事業と認識しております。この事業が大いに活用、魅力化され、町の若者の移住、定住促進につながり、人口増に結びつくよう期待しているものです。

ただ1点だけ、教育委員会からお伺いしたいわけではございますが、新入学用品については、そのほとんどが3月中に入学支度をするのではないのかなと思われま。今年度は年度当初ですので、初めてのあれですから、来年度からについては入学用品については、できれば3月支給のほうが必要と思われま。この点についてはいかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

子ども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。今ご意見のございました新年度からの予算措置でございまして、3年度につきましては新年度に入りましてからの助成、次のということのお話でございまして、その辺につきましてはご要望等があれば、そういったような検討もしながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ぜひこの点についてはご一考を願いたいと、このように思っております。中学校の制服については、7割というふうなことでございまして、優先的にこのような予算措置になっておりますので、以上で、これについては終わらせていただきます。

次に、茶屋場田子線の通行止めについては、災害時等の通行については、こういったようなことは、この通行止めの解除等についてはどのように考えているのか、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答えいたします。先ほど議員さんのほうからお話がありましたけども、昨年度イベントの際には通行を一部開放しまして、歩行者の方、または車両のほうについても通行を可能とした事例もございます。

今回の通行止めにつきましては、まずは老朽化が進んでおりました大橋の町道葛巻浦子内線の新大橋に伴う工事が一つの理由となっております。それに伴いまして、町道茶屋場田子線の新大橋付近の安全防護柵、また舗装工が未整備ということで、安全等を考慮した上で通行止めとしている状況でございますが、現在の状況としまして、橋台工、橋梁の橋台、右岸側になりますけれども、そちらのほうも全て終わってございます。今月で橋台工については全て終わる予定になってございまして、次に12月に議会のほうでご承認をいただきました上部工の施工に着手するというので、今現在工場での資材の作製等を行っている状況でございます。そのため、上部工を工事する際に、作業ヤードとして町道茶屋場田子線を活用する必要があるということと、またその後に、上部工完了後に上屋工の施工に伴う木橋、木の上屋工、屋根になりますけれども、資材ヤードとして活用するために、通行止めという手法を取ってございます。また、それらを進めなければ、町道茶屋場田子線の安全防護柵、ガードレールとかそういったものになりますけれども、そういった部分が設置できないということと、また橋梁と町道との舗装の高さなどのすり合わせ等々がございます。そういったところから、舗装がちょっと間に合っていないという状況でございます。

緊急時、現在の状況でいった場合には、当然有事の際、緊急時のときとか、またはイベントの際には、極力何らかの形で車両または歩行者の通行を可能としたいと考えておりますけれども、上部工の工事が本格的に進んだ場合に、一定期間はどうしても車両は通行できない状況になることはご理解いただきたいと思っております。ただ、できる限りそういった工事の安全面等を考慮した上で通行止めを解除して、いろいろな部分で協力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

事情はよく分かります。ただ、災害時とか、1年に1回か2回のイベント、こういったような部分については、やはり臨時的にでもこの解除ができるような対応はぜひ工夫をしていただければなど、このようにも思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで午後1時まで休憩します。

（休憩時刻 11時46分）

（再開時刻 13時00分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

山崎です。質問を1件いたします。野生鳥獣被害の現状と被害防除対策についてであります。

自然の中に生息する野生動物である鳥類や哺乳類動物は、町の豊かな自然環境の一部をなしております。また、地域にとりましての自然環境は、地域住民の生活の基盤でもあります。したがって、生物の多様性確保と人々の生活環境の維持確保との調和を図っていくことは、豊かな自然環境を守り、後世に伝えていく上からも大切なことであると思います。また、地域にとりましては、生計を立てていく中で、自然環境から受ける影響は様々な形で大きいものがあり、特に自然との関わりで農林業の健全な発展を図ることは重要なことであると思います。

このような中、野生鳥獣について、県において取りまとめた令和元年度の農作物への被害状況は、県全体で被害金額約4億円、そのうち哺乳類、獣類によるものは約3億3,000万円であったようであります。本町におきましては、新規、継続それぞれの様々の事業を推進する中で、野生鳥獣による被害防除のために補助事業を導入するなど、被害の軽減を図っているところであります。

そこで、野生鳥獣被害の現状と被害防除対策につきまして、次の2点を伺います。

1点目の質問は、被害の発生状況についてであります。自然の中で生息する動物、野生鳥獣による被害、特に農林業に対する被害は、どのような状況なのかを伺います。

2点目の質問は、個体数管理と防除対策についてであります。岩手県第二種特定鳥獣管理計画において対象となっております野生鳥獣のうち、ニホンジカ及びイノシシによる被害の予防と保護管理について、その取組の考えを伺います。

以上、野生鳥獣被害の現状と被害防除対策につきまして、2点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。野生鳥獣被害の現状と被害防除対策についてであります。

1点目の被害の発生状況についてであります。町で発生している野生鳥獣による被害につきましては、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシを中心に、食害や目撃情報を寄せられているところであり、ツキノワグマは年50件程度、ニホンジカの被害は目撃情報のみであり、不明であります。イノシシによる農地被害と目撃情報は、増加傾向にあり、今後さらに拡大することが懸念されるところであります。特にツキノワグマによる被害が最も多く、春から秋にかけ、デントコーンの圃場やスタックサイロなどで食害が発生しておる状況にあります。

次に、2点目の個体数管理と防除対策についてであります。まず、個体数の管理であります。県では人と鳥獣の適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目的に、令和3年度末までを計画期間とする第12次鳥獣保護管理事業計画書を平成29年3月に策定しております。あわせて、第二種特定鳥獣に該当するツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシの管理につきましては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、適正な水準に生息数を減少させることとしております。

現在ニホンジカにつきましては、県内ほぼ全域に生息している状況にあり、その個体数は約4万頭と推計されておりますが、第二種特定鳥獣管理計画では、令和5年度末までに個体数を半減させることを目標に掲げているところでもあります。

また、イノシシにつきましては、平成22年度に一関市で県内初の被害が報告されて以降、生息数、生息域ともに拡大しており、令和2年度における県の捕獲目標数は400頭となっております。

こうした状況を受けて、町でも平成30年度に令和3年度末までを計画期間とする鳥獣被害防止計画を策定し、被害の軽減目標や捕獲計画を設定し、侵入防止柵等の設置や捕獲の強化による被害の軽減に努めているところでもあります。

具体的な対策としましては、町猟友会に有害鳥獣の捕獲業務を委託しているほか、平成30年度には有害鳥獣捕獲奨励金と電気柵購入補助金の制度を創設したほか、令和2年度には狩猟者を確保するための狩猟者確保対策事業に取り組み、狩猟免許を取得するための費用の一部を助成しているところでもあります。

こうした対策の実績であります。有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、平成30年度にニホンジカ30頭の捕獲だったものが、令和2年度には69頭となっており、このことから新年度当初予算案にはニホンジカ捕獲分として100頭分の予算を計上しているところでもあります。

また、電気柵購入補助金につきましては、平成30年度に5件だったものが、令和2年度には12件となっており、いずれも増加傾向にあるものであります。

町では、引き続き狩猟者の確保対策や電気柵の購入、設置を推奨していくとともに、県、近隣市町村、あるいは関係機関などとも連携をし、広域的な取組で適正な水準に生息数を減少させることで、農作物の被害防止、軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

山崎邦廣君。

4 番 (山崎邦廣君)

引き続き伺いたいと思います。野生鳥獣の中でも、ニホンジカは県全体で増えつつあるとお話であります。それから、イノシシにつきましては、被害も増えつつあるというお話でありました。そこで、被害状況を把握することについてになりますが、地域において野生鳥獣の出現、出没の状況や、被害が発生した場合にその実態など、状況を把握するための体制強化について伺いたいと思います。これは、被害の予防対策の向上を図るために、現場の実状況に対応した対策、野生動物を寄せつけない対策、また被害の程度に応じた対策の重点を指向するなど柔軟に対応するには、被害がない、見ていないという情報も必要と思いますが、町内の巡回や自治会などとの連携など、状況把握の体制をさらに強化することについてのお考えを伺います。

議長 (中崎和久君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (松浦利明君)

地域における被害の状況につきましては、その都度農林環境エネルギー課のほうに住民の方から通報があつて、被害が出ているというような通報があることでございます。そういった件数も増えているということもございますので、猟友会と連携をいたしまして、猟友会の方々から見回りを強化していただくというようなことでお願いしているところでございます。今後住民の方々には、目撃情報があれば役場のほうにお知らせしていただくように周知を図ってまいりたいというように思っております。

議長 (中崎和久君)

山崎邦廣君。

4 番 (山崎邦廣君)

それで次に、防除対策についてであります。対策に取り組む地域、現場の支援について伺いたいと思います。防除対策のための技術や知識などについてでございます。地域への普及啓発、地域が被害の初期段階で対策を講じて、被害の拡大を抑えることができるよう、被害の発生となった原因の特定、生ごみの処置であったり、野菜くずの処理、あるいは農地からの農作物の残渣を取り除くことなども含めまして、その原因となったものを特定して、それに対応した被害防止の知識や技術、それにつきまして普及啓発する、そして面的に対応を進めていくことなどの現場支援についてのお考えを伺います。

議長 (中崎和久君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

防除対策ということでございますが、農家さんのほうには、デントコーンの被害等につきましましては、あるいは作物の被害等につきましましては、電気柵を普及することを推奨しているところでございます。認定農業者の総会等の研修会で、そういった野生鳥獣の実態を研修したりと、これまで取り組んできた経緯もございまして、それから、一般の住民の方々には、生ごみとおっしゃいましたけども、今後いろいろな方策で被害等を防止するようなことを周知してまいりたいというように思っております。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

電気柵についてはハード対策でありますけども、ソフト関係についてさらに伺います。野生動物ですが、野生動物自体は行政区域を越えて移動すると思っておりますので、集落が被害の軽減に主体的に取り組めるように、またそれを行政が支援を行う。その効果を高めるために、野生動物の生息地を取り巻く近隣市町村との協力、先ほど町長の話もありましたんですが、その近隣市町村との協力もさらに進めていくことも必要ではないのか。被害の状況や防除対策の成功事例などの収集も考えられますが、この近隣市町村との連携についてはどのように考えているのか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

近隣町村との連携という部分では、県のほうから様々な鳥獣被害の情報が来ますが、具体的な連携というものがあってもいいのではないということも認識しております。ツキノワグマに限って言えば、管理協議会というのがあって、盛岡管内で年1回会議を開催しておりますが、それ以外の部分につきましましては猟友会同士の情報共有、こういったものが、それほど多くはないだろうというように捉えているところでございまして、動物にとっては市町村の境界もないわけでもございまして、餌があるところに侵入してくるわけですので、今後広域の連携ということにつきましましては課題ではないかなというように思っております。広域的な全体での個体を減少していくという観点から、連携を深めていければいいなというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは次に、被害防除のために、被害が発生あるいは予想される農地の管理、特に

休耕農地についてであります。野生動物のニホンジカは、牛と同じく反すう動物でありますので、雑草の大半が餌となるはずでです。また、イノシシは雑食性ですので、あぜや畑の地面を掘り返すこともあると思います。そこで、餌場や生息地として利用されることの防止、軽減のために、野生鳥獣を寄せつけず、餌場や生息地となる可能性の土地をできるだけ解消していく。それには、休耕農地の適切な管理も必要なことと思います。被害防除の対策を進める上で、休耕農地などの管理につきましてはどのように考えているのか伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

近年、遊休農地と申しますか、いわゆる条件が悪いところ、傾斜地のようなところの放棄と申しますか、遊休化が進んでいる状況ではございます。こういった状況で、例えば山のほうにいる野生の鳥獣が近づきやすくなってくるというのが現状ではないかなというように思っておるので、草を刈るなど適切な管理が望ましいというように思っているところでございます。ただ、野生動物の目的は餌となるものでございますので、実際に作物として育てているものが狙われることが一番大きいというように思いますので、その辺を含めて、その圃場環境、地域の環境、そういったものが適切に維持されるような取組が今後必要ではないかなというように思っているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

さらに、休耕農地についてであります。農地の所有者が町を離れている場合など、長期の不在の場合も考えられます。そのような場合、休耕農地が野生動物の、先ほど餌の話が出ました、隠れ場所とならないように、管理の必要について、その所有の方に理解をしていただき、刈り払いなどの管理、あるいは何らかの対応を促すということも必要と思いますが、これは農地の放置ということで、結果として山林となった場合におきましても、それだけ動物が集落に近くなる場合も考えられますので、いずれにしてもこの対応は必要だと思います。言い換えますと、先ほどお話がありました集落環境の整備になるとは思いますが、捕獲しても増えてきているような状況の動物の場合、ほとんど無害の、無害と申しますか、無実の個体が捕まっている可能性もあるのではないかと。したがって、総合的な対応という観点で、農地を防護柵で囲って守るほかに、野生動物が寄ってこない環境整備、特にこういったふだんあまり人が入らない農地と申しますか、そういったところの整備、これも必要なことと思いますが、どうでしょうか、お考えをさらに伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

例えばツキノワグマなんかでございまして、緩衝帯を設けるといふような話があるわけございまして、農地と山林の間に一定の区間、面積の、見晴らしのいい場所を設けるような取組をして、近寄ってこないようにするというような取組をしている地域もあるように、全国の中ではそういったことも聞いたりすることがございます。ただ、葛巻の場合、広いということもありますし、地域ぐるみでの取組が必要になってくるということもあるので、イノシシ、鹿等につきまして、今後検討をしてみたいなというようには思いますが、なかなか難しい状況であるなというようには認識しております。いずれにしましても、農地が適切に管理されて、電気柵等で防御される、その一方で山のほうの管理も適切にして、山のほうで動物は生活してもらい、生活というか、生息してもらいというようなことも必要ではないかなというように捉えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

確かにそのとおりで、共存を図るといことは本当に難しいことであると思っております。これまでのお話から、野生動物からの被害防止の対策につきましては、有害捕獲、捕獲のための補助を引き続きということ、それに被害防除対策、これは農地などの環境整備、それと既に取り組んでおります防止柵、ハード対策の対応、これは欠かせないことと思っておりますが、さらに生息地管理ということで、これらを総合的に推進して被害の防止を図っていく。そして、近隣市町村とも連携し、効果的に推進していくということでありました。

それで次に、これまでの対策を推進した上での話となりますが、観光資源を活用することについてであります。これは観光資源の二次的な効果として期待をするものです。エコツーリズム、グリーンツーリズム、そして体験学習などによって、人口や活動が縮小してきている地域に人の往来を増やすことで、本来の目的とは別に野生動物を遠ざけることにも期待をするものであります。人々の往来が少なくなるとどうしても野生動物が集落に近づきやすくなると思っております。本町では、町の課題に対応するために様々な施策、事業を連携させ、総合的に推進してきて、成果も出てきている。ツーリズムもその一つと思っております。

そこで、地域の集落から野生動物を遠ざけることについてになりますが、このツーリズムですが、ツーリズムでの地域の価値、これは地元では見えにくい面もありますが、訪れる人によってその価値は様々であります。トレッキング、山歩きの対象としての価値、写真を撮ることの価値、また自然景観を楽しむ価値、そして生活文化など、その土

地ならではの価値など、訪れる人にとって価値はそれぞれ様々であります。いずれにしても、人が地域を移動することによって、その価値が得られると思いますので、このような資源を生かした人々の往来によって、地域に近づく野生動物を遠ざけることにも役立つのではないかと思います。このことにつきましてお考えを最後に伺います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

いわゆる人がいることによって、活動していることによって、野生動物を近づけないということに効果があるのではないかということだと思いますが、それはそのとおりだなというように思っております。ただ、常時人がいるという環境というのは難しいわけでございまして、今後観光等の資源を生かしながら人を増やすことはそのとおりではございますけれども、人口減少社会なわけで、地域の人が減るという中で、そういった人を増やし、往来の人を増やして、しかしながら常時は減っていく、そういった状況の中で、どういう取組ができるのかということは、今後の検討課題であるなというように認識しているところでございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それぞれの所掌につきましてはそれぞれの、当局のですね、所掌につきましてはそれぞれの専門的な分野に分かれておりますけれども、住む地域にとりましては、それが全部総合された上での生活となるものであります。そういうことで、本町では、先ほど申し上げました様々の事業について連携をして、その成果を出してきているわけでありませう。そういうことから考えますと、やはりこういった実害が出ている、あるいはこれから出てくるかもしれない。地域住民に直結した問題でもありますので、そういった各所掌のところを総合的に一つの力にして、一見、私がお話ししているのは全く違うような感じではありますが、結果として地元にとって同じ話に近いことになりますので、そういった取組をさらに推進する必要があると思います。最後、副町長、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。観光資源を活用しての、地域内を回遊しながら野生動物を遠ざけるといいますか、そういう観点でのご質問でございますが、そういう中で、

先ほどお話ありますように、そういう関連としての町の取組としては、交流人口の拡大という中で、基幹産業である酪農、林業を中心としながらであります、そういう中にくずまき高原牧場、そしてまたワイン工場、さらには各種エネルギー施設といたしますか、こういったふうなところを中心に、他の町村のない葛巻ならではの観光資源を活用しての多様なツーリズムを今推進しているところであります。

その1つには、地域の自然、あるいは歴史文化、そしてまた地域の魅力を伝えていくという、そして環境の保全につなげていくという観点でのエコツーリズムが1つであります。それから、もう一つは、地域の自然と文化、そしてまた人々のそういう中での交流を推進するというグリーンツーリズム。さらには、スポーツの大会あるいは合宿等々を推進しながらあります、そしてまた地域のそういう支える人たちとの交流でありますけども、スポーツツーリズム。さらには、くずまきDMOにおきまして、今若い人たちが中心となりましてであります、地域の観光資源あるいは景観、そしてまたゆったりとしたペースで地域内を回遊するといえますか、そういう取組、楽しみながらということで、これにつきましてはサイクルツーリズムということで、町内全域のそういう魅力のところを回遊していただけるような、そしてまた体験、さらには滞在というところに結びつけていきたいというような考え方の中で、これまでも取り組んできているものであります。

こうした取組によりまして、1か所に滞留するというのではなくて、地域内を広く回遊することによって、結果として野生動物等々も遠ざかるといえますか、そういったふうなものにもつながっていくものであろうと、このようにも思っております。

また、令和4年度であります、導入を予定しているわけではありますが、コミュニティ・スクールであります。これは、地域住民等の意見を反映させながら学校運営に役立てていくといえますか、そういう仕組みを考えて立ち上がりをするものにもなっているものであります。これは特に、そういう面では地域の特徴であります自然環境であったり、あるいは伝統文化、それらを学校教育に取り入れていくというものでございますので、そういったふうなことによりまして、これまで以上に各地域を回遊するような、そういう機会といえますか、これを創出しながら、今の対策にも結びつけていければよろしいのではないかなど、このようにも考えているものであります。

いずれ地域の魅力を生かした取組を実践、積み重ねながらあります、集落においても住民や観光など、人々が往来する回数、回数といえますか、これを増やしていきたいと、このようにも思っておるところであります。

一方で、人に野生動物がなれてきているといえますか、そういう状況もございまして、怖がらない野生動物が周辺に多くなってきているということでございまして、人的な被害に対する対策といえますか、これもしっかりとしなければならぬ課題も併せて出てきているのであります。

したがって、この町の魅力を感じる、そういう地域の観光資源を生かしながらあります、野生動物等とも共存共栄、そしてそういう配慮した取組を今後進めていかなければならないと、このようにも思っているところであります。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日3月10日から15日までの6日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月10日から15日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月10日及び12日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 13時35分）